

玉掛け特別教育講座のカリキュラムについて

当協会の玉掛け特別教育講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第 59 条第 3 項、クレーン取扱い業務等特別教育規程第 5 条に基づく教育です。科目と時間は下記のとおりです。

玉掛け特別教育講座

学科教育

科目	時間
クレーン、移動式クレーン及びデリック（以下「クレーン等」という。）に関する知識	1.0 時間
クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	1.0 時間
クレーン等の玉掛けの方法	2.0 時間
関係法令	1.0 時間

合計 5.0 時間

実技教育※

科目	時間
クレーン等の玉掛け	3.0 時間
クレーン等の運転のための合図	1.0 時間

合計 4.0 時間

※事業者にて実施

令和 6 年 2 月 1 日
一般社団法人建設業教育協会
代表者 石原 鉄郎

